

配偶者居住権

遺産分割

凍結預金

遺言状

「死ぬ前に済ませておくべき」で「相続」が40年ぶり大改正で

来年1月から順次施行される相続の新ルールは、円満な相続の助けとなる一方、新たな火種も招きかねない。家族で話し合っておくべきポイントを徹底解説する。

「配偶者居住権」使うか、使わないか

40年ぶりとなる大改正は、「妻の権利」を拡充している。夫が亡くなり、妻と子2人が相続人となるケースで

は、妻が自宅を相続すると、それだけで法定相続分にあたる相続財産の2分の1を超えてしまうことが珍しくなかった。現金を相続できない妻が手元資金に困ることが考えられた。

さらに、法定相続分通りに分けようとする、自宅を売却して現金化せざるを得ず、妻が慣れ親しんだ自宅から引越さなくてはならないケースもあった。そうした事態を避けるため、再来年7月までに「配

偶者居住権」が認められるようになる。子に自宅の所有権を相続させた上で、居住権をもつ妻が自宅に住み続けられるようになり、手元資金も相続しやすくなる。

画期的なルールだが、「妻が居住権」「子が所有権」と権利が増えるため、事前の話し合いが不可欠だ。相続代表で相続コーディネーターの曾根恵子氏の解説。「居住権は登記されず、子供たちが所有権を売却、

譲渡などしても居住権は消えないため、実質買い手がつくことは考えにくい。居住権自体を売買することもできないので、将来的に妻が老人ホームなどに入るときには、「子供が家を売ってホーム入居の頭金を出すか」「むしろ妻が居住権を放棄して子供が家を好きに使えるようにするのか」といったことを取り決めておくべきでしょう」

固定資産税は、所有者に

納める義務がある。だが、実際に住んでいるのは別の人間だ。修繕、リフォーム費用なども含め、誰が負担するかも決めておきたい。子供世代がまだ住宅ローンを抱えていたりする場合、「住んでいない家」の経費の負担に抵抗が生まれることは想像に難くない。「母子関係が悪かったり、居住権を得るのが後妻などという場合、居住権者と所

【大反響第2弾！ 来年1月からルールが激変!!】

有権者の利害が一致しないことやルール決めでできなかったりすることも想定され、さらに関係がこじれる可能性もある。居住権は使わずスバツと整理したほうがいいこともある(同前)



「家族会議」で話し合うべき「話題」も変わる！ いまから備えておけば「争続」を回避できる!!

遺産分割でも、新制度には利点と注意点がある。結婚して20年以上の夫婦の場合、生前に贈与するか、遺贈(死亡時に贈与)した家は、遺産分割の対象から除外されることになった。妻に大きな資産(自宅)を渡した上で、残った現金を子と分けるため、妻にゆとりを持った生活を保障できる。ただ、この際も話し合いが欠かせないという。

前述の居住権を使う手もある。贈与して遺産分割の対象から外したほうが、権利関係はシンプルで、かつ妻

に手厚いが二次相続の負担増リスクを家族全員が納得しているかは、生前に確認しておいたほうがいい。

「争続」回避のためにはなるといってもしつかりとした遺言を残すことだ。公証人が作成する「公正証書遺言」があるが、残す財産の額によって数十万円から100万円以上の費用がかかることもある。そのため「自筆証書遺言」を選択する人も少なくないが、すべて自筆しなければならぬ点がネックだった。まことに法律事務所弁護士・北村真一氏がいう。

「目録への署名、捺印シーンや、内容を確認する姿を動画で撮っておけば、すべての書類が一体のものであるという正当性の根拠になる」(同前)

「相続税の配偶者控除があるため一次相続時に節税メリットはありますが、妻から子への二次相続が起きた場合、一次と二次を合わせた税負担額は、新たなルールを用いた方が大きくなる可能性もある」(同前)

凍結預金からの葬式代引き出し損は？

亡くなった人名義の銀行口座は凍結され、預金の引き出しができなくなる。それが家計を支えていた夫だったら、直前までの入院費用や葬儀代が出せないとい

った事態も起こりうる。家庭裁判所に申し立てれば一定額引き出すことはできたが、時間も手間もかかった。そこで改正法では、家裁の判断がなくても、相続人がそれぞれ法定相続分の3分の1、もしくは100万円までなら預金を降ろせる

「有価証券の種類によっては証券番号まで記し、不動産だったら一筆ごとに、住所や面積を記載する。ミスが起きやすく、負担も大きかった」

誤記を減らし簡潔に作成できるよう、今回の改正では、「財産目録」をワープロやパソコンで作成することが認められた。だが、すべて自筆だったこれまでと比べ、遺言書本体と財産目録の日付が違っている、署名に使ったペンが違っている、本体と目録の体裁がひとまとまりに感じられない、といったことがあると、遺言の内容に不満を抱く相続人が無効を訴えるといったことも考えられる。

『週刊ポスト』次号(11月9日号)は10月29日(月)発売です

一部地域で発売日
が異なります